

安定型最終処分場の建設等に関連する近年の判例整理 (2008年度最終処分場に係る基準のあり方検討委員会第1回資料より抜粋)

近年、安定型最終処分場の建設に対して、地域住民による差し止め訴訟が発生し、認められる判例が発生している。ここでは以下に示す3地域で実際に起こされた判例について、裁判所が訴えを認めた理由等についてその概要を整理した。

1. 福岡県川崎町大ヶ原

- 安定型産業廃棄物最終処分場の建設と操業の差し止め
 - 福岡地裁田川支部、98年3月（仮処分 建設、操業差し止め）
 - 福岡地裁飯塚支部、04年2月（1審 建設、操業差し止め）
- (1) 住民の主張
- 安定型処分場に処分される安定5品目にはそれ以外の物質が付着しており、有害物質が発生する可能性がある。
 - 安定5品目とそれ以外を分別することは困難である。
 - 日本全国の安定型処分場においては水質汚染が極めて広範囲に進行している。
 - 本件処分場からも有害物質を含んだ廃棄物が流出して回復不可能な損害を発生させる恐れがある。

(2) 裁判所が訴えを容認した理由

①単純な安定型処分場に対する懸念

- 廃棄物そのものは安定5品目であっても、処分場の周辺環境を汚染させ、水質が汚染される可能性があることを否定できない。
- 環境への漏出防止がほとんど行われていないため、水質汚染等を引き起こす可能性がある。
- 安定型処分場では、搬入された安定5品目に混入しないはずの有害物質が含まれる事例が存し、現実には安定5品目以外の廃棄物が混入されてもこれを分別することは極めて困難。
- 何らの遮水工を施すことなく、そのまま埋め立てる安定型最終処分場においては、これまで有害物質が流出して水質の汚染が発生した事例が多い。

②処分場側の対応に対する評価

- 処分場側の対策は、一般的かつ抽象的であって、その分別処理の専門的知識、経験、陣容、処理体制及び採算性等に徴すると、実効性についての疑念を払拭することはできない。

③同種の事例

- 仙台地裁、水戸地裁、千葉地裁木更津支部等で同様の差し止めや仮処分が認容された事例がある。

2. 茨城県水戸市全隈町

- 安定型産業廃棄物最終処分場の建設差し止め
- 水戸地裁、05年7月（1審 建設差し止め）
- 東京高裁、07年11月（2審 建設差し止め）
- 最高裁、08年5月（上告棄却）

(1) 処分場（計画）の特徴

- 谷津田（谷地にある水気の多い湿田）に堰堤を築いてせき止め、そ

の内側にごみを埋める。

- 安定型処分場ではあるが、堰堤の内側に遮水シートを張り処分場内に溜まった水は場外に漏出させない。

(2) 住民の主張

- 処分場から有害物質が流れ出た場合、水道水を汚染する恐れがある。
- 安定5品目以外が投入される可能性がある。

(3) 裁判所が訴えを容認した理由

- 産業廃棄物処理法令には安定型産業廃棄物最終処分場から水源地に流出して汚染することがないようにするための効果的な方策が定められていない。
- 業者の立てた安全性は不十分で、水源地汚染の危険を有効に制御することができるに足りない。
- 水源保全の目的に特化した汚染水の危険を有効に制御することで具体的な特則を定めていないことは、総合的観点からの政策に欠ける。今後法制上の整備が必要と言わざるを得ない。

3. 千葉県富津市田倉

- 安定型産業廃棄物最終処分場の建設等差し止め
- 千葉地裁 05年5月（1審 建設等差止）
- 東京高裁 07年11月（2審 建設等差止）
- 最高裁 08年7月（上告棄却）

(1) 住民の主張

- 本件処分場計画地周辺は、市営水道がなく井戸水を飲料しているため、地下水汚染が不可避である産廃処分場が操業した場合には、住民の健康生命に重大な危険が予想される。
- 処分場の下流に位置する恩田川周辺の地下水飲料水利用者、農業用水利用者、漁業権者等への影響が予想される。
- 処分場の操業開始により交通量が増加することから、それに伴う悪臭、大気汚染、騒音が発生する。

(2) 裁判所が訴えを容認した理由

- 本件は原告のうち、近隣の地下水を利用しているグループのみ（7名）の差止請求を認める判決を下している。
- 安定5品目の中には、有害物質が混入することは不可避である。
- 埋立量は大規模なものであり、たとえ微量であっても1カ所に集中的に有害物質が蓄積される。
- 最終処分場への雨水は地下に浸透し処分場外へ拡散する可能性がある。
- 地層中のクラックあるいは水みちを通じて処分場外へ拡散することが認められ、汚水が流れて井戸に混入すれば、飲料水の汚染により身体健康に被害が及ぶ。
- 被告は、「簡易水道」「公営水道」という代替設備があるから、原告は井戸水を飲まなくてすむと主張したが、本件処分場の北側に設置された簡易水道井は本件処分場の廃棄物による影響を全く受けないと断言できないとし、公営水道についても、代替設備と認めることはできない。